



三重県公報

令和4年12月9日（金）

第 370 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
66	電子情報処理組織を使用する方法により行う建設業法に基づく申請に係る手数料の納付方法を定める規則	(建 設 業 課)	2
告 示			
791	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治 山 林 道 課)	3
792	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	3
793	同件	(同)	3
794	同件	(同)	4
795	同件	(同)	4
796	同件	(同)	4
797	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	5
798	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	5
799	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	6
選 管 告 示			
74	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	6
75	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	8
76	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動の届出	(同)	8
77	政治団体の平成25年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	8
78	政治団体の平成26年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	8
79	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	9
公 告			
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
監 査 委 員 公 表			
7	監査結果の公表	(監 査 委 員)	9
8	同件	(同)	15

規 則

電子情報処理組織を使用する方法により行う建設業法に基づく申請に係る手数料の納付方法を定める規則をここに公布します。

令和四年十二月九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六十六号

電子情報処理組織を使用する方法により行う建設業法に基づく申請に係る手数料の納付方法を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）第三条ただし書の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づく許可の申請を電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条において「法」という。）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用する方法により行う場合の手数料の特例を定めるものとする。

(手数料の納付時期、方法の特例)

第二条 三重県手数料条例第三条ただし書に規定する事務の性質上これによることができないものとして規則で定める手数料は、次の各号に掲げる規定に係る申請を法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の当該申請に係る手数料とする。

- 一 三重県手数料条例別表第一第二百七十六号の項
- 二 三重県手数料条例別表第一第二百七十八号の項
- 三 三重県手数料条例別表第一第二百八十四号の項
- 四 三重県手数料条例別表第一第二百八十六号の二の項

2 前項の手数料の納付については、当該申請により得られた納付情報において指定する期日までに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術（法第一条に規定する情報通信技術をいう。）を利用する方法であつて当該納付情報により納付する方法をもつてするものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和五年一月十日から施行する。
- 2 三重県証紙条例施行規則（昭和四十四年三重県規則第八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第一（第一条関係） 一 三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）第二条第一項に規定する手数料（三重県特定計量器検定手数料等の細目を定める規則（平成十二年三重県規則第十四号）第三条に規定する手数料及び三重県保育士登録手数料等の納付方法を定める規則（平成十五年三重県規則第十五号）第二条第一項各号に掲げる手数料並びに電子情報処理組織を使用する方法により行う建設業法に基づく申請に係る手数料の納付方法を定める規則（令和四年三重県規則第六十六号）第二条第二項に定める納付方法により納付する手数料を除く。） 二〇二四 （略）	別表第一（第一条関係） 一 三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）第二条第一項に規定する手数料（三重県特定計量器検定手数料等の細目を定める規則（平成十二年三重県規則第十四号）第三条に規定する手数料及び三重県保育士登録手数料等の納付方法を定める規則（平成十五年三重県規則第十五号）第二条第一項各号に掲げる手数料を除く。） 二〇二四 （略）

告 示

三重県告示第 791 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 4 年 12 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 792 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 12 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
バロー大黒田店
松阪市大黒田町字西出 1248 番
- 2 松阪市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 12 月 9 日から令和 5 年 1 月 10 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 793 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 12 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ郷津店
松阪市郷津町 204-1 ほか 31 筆
- 2 松阪市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 12 月 9 日から令和 5 年 1 月 10 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第794号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年12月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ佐那具店
伊賀市佐那具町25番地の1
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年12月9日から令和5年1月10日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第795号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年12月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ上野小田店
伊賀市小田町字泥畑274番地ほか4筆
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年12月9日から令和5年1月10日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第796号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年12月9日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ上野東インター店
伊賀市四十九町字矢倉谷1167-3
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年12月9日から令和5年1月10日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 797 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 四日市鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市垂坂町字仲之坊 411 番 1 地先から 四日市市垂坂町字仲之坊 380 番 1 地先まで	旧	7.2～14.7	176.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 宮妻峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市水沢町字西野 358 番 1 地先から 四日市市水沢町字西野 356 番 1 地先まで	旧	5.1～6.1	37.6
	新	5.6～6.5	37.6

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 163 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市片田町字上出 415 番地先から 津市片田町字上出 401 番地先まで	旧	16.4～20.3	33.0
	新	16.4～37.9	33.0

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 打見大台線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町長ケ字八又 637 番 7 地先から 多気郡大台町長ケ字川向 625 番 6 地先まで	旧	7.6～40.5	90.2
	新	9.3～40.5	90.2

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大湊宮町停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市御薮町長屋字清水 3113 番 3 地先から 伊勢市御薮町長屋字吉祥 2922 番地先まで	旧	5.7～11.5	364.0
	新	9.5～14.7	364.0

三重県告示第 798 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 鈴鹿宮妻峡線	鈴鹿市石薬師町字切堤 2430 番 10 地先から 鈴鹿市下大久保町字山崎 1319 番 2 地先まで	令和 4 年 12 月 9 日
県道 平野亀山線	亀山市田村町字鳶ケ尾 704 番地先から 亀山市田村町字鳶ケ尾 675 番 1 地先まで	令和 4 年 12 月 15 日
一般国道 260 号	度会郡南伊勢町船越字花川 1881 番 8 地先から 度会郡南伊勢町船越字花川 1883 番 4 地先まで	令和 4 年 12 月 9 日
県道 伊賀青山線	伊賀市奥馬野字下馬野 47 番 9 地先から 伊賀市奥馬野字下馬野 5 番 2 地先まで	令和 4 年 12 月 9 日
県道 信楽上野線	伊賀市西高倉字大谷山 1079 番 1 地先から 伊賀市西高倉字大谷山 1078 番 2 地先まで	令和 4 年 12 月 9 日

三重県告示第 799 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
県道	小牧小杉線	四日市市山之一色町字穴田 519 番 1 地先から 四日市市山之一色町字穴田 544 番 1 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 4 年 12 月 9 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 74 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 12 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
大倉孝司後援会	早 山 泰 高	大 倉 初 美	南 牟 婁 郡 紀 宝 町 鶴 殿 1702-18	令和 4 年 10 月 18 日	
こんどうなほ後援会	近 藤 奈 歩	杉 本 奈 央	桑名市野田 2 丁目 7-68	令和 4 年 10 月 28 日	
サステナブルな北勢を造る会	知 念 績 和	松 葉 直 之	桑名市陽だまりの丘七丁目 906	令和 4 年 11 月 11 日	

瀬田めばえ後援会	瀬 田 利 之	石 田 茂 樹	多気郡明和町有爾中 327	令和 4 年 11 月 4 日	
ちねんせきかず後援会	知 念 績 和	松 葉 直 之	桑名市陽だまりの丘七丁目 906	令和 4 年 10 月 26 日	
まつばや光由後援会	松葉谷 光 由	松葉谷 光 由	鈴鹿市下大久保町 755	令和 4 年 11 月 2 日	
矢田まさみ後援会	矢 田 真佐美	矢 田 浩	鈴鹿市若松西 4-13-8	令和 4 年 11 月 4 日	
山田ともみ後援会	山 田 知 美	山 田 知 美	四日市市大矢知町 930-1	令和 4 年 10 月 31 日	
四日市の田中とおる後援会	田 中 徹	石 川 篤	四日市市三滝台 2 丁目 1	令和 4 年 10 月 24 日	
2 届出事項の異動					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新 旧	異動年月日	備考
自由民主党芸濃支部	片 岡 正 春	主たる事務所の所在地	津市芸濃町雲林院 834-10	津市芸濃町萩野 688-2	令和 4 年 4 月 1 日 政党
自由民主党三重県海運支部	伊 藤 豊 久	代表者 会計責任者	片 岡 正 春 山 川 智 也	松 田 実 中 辻 孝 巳	令和 4 年 10 月 1 日 政党
太田まこと後援会	太 田 誠	主たる事務所の所在地	桑名市長島町福吉 871-39	桑名市長島町松蔭 53	令和 4 年 10 月 10 日
岡村てつお後援会	家 崎 寛 明	主たる事務所の所在地	北牟婁郡紀北町相賀 480	北牟婁郡紀北町相賀 265-4	令和 4 年 10 月 6 日
倉田明子後援会	藤 井 信 之	代表者	藤 井 信 之	堤 幸 夫	令和 4 年 10 月 21 日
電機連合三重地協 政治活動委員会	森 美 樹	代表者	森 美 樹	小 田 正 亮	令和 4 年 9 月 26 日
中瀬信之後援会	森 田 和 夫	代表者	森 田 和 夫	谷 口 和 也	令和 4 年 10 月 1 日
日本臨床検査技師 連盟三重県支部	広 瀬 逸 子	代表者	広 瀬 逸 子	別 當 勝 紀	令和 4 年 11 月 1 日
やの仁志後援会	矢 野 祥一郎	会計責任者	棚 橋 伸 行	日 置 俊	
山本章彦後援会	山 本 章 彦	会計責任者	矢 野 祥一郎	田 中 正 昭	平成 30 年 5 月 3 日
山本さちこ後援会	山 本 佐知子	政治団体の区分	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号かつ第 2 号に係る 国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	令和 4 年 10 月 1 日 7 月 13 日

三重県選挙管理委員会告示第 75 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 12 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋		
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党三重県桑名市第三支部	山 本 佐知子	令和 4 年 5 月 31 日
大西克美励ます会	日 置 恒 文	令和 4 年 11 月 11 日
大西美幸後援会 美音の会	大 西 美 幸	令和 4 年 11 月 10 日
中崎たかひこ後援会	宮 崎 一 美	令和 4 年 10 月 13 日
やの仁志後援会	矢 野 祥一郎	令和 4 年 10 月 7 日
山際照男後援会	山 際 照 男	令和 4 年 9 月 30 日

三重県選挙管理委員会告示第 76 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 12 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋					
資金管理団体の異動					
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
山 本 佐知子	山本さちこ後援会	公職の種類	参議院議員	県議会議員	令和 4 年 3 月 24 日

三重県選挙管理委員会告示第 77 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 25 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和 4 年 12 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋		
やの仁志後援会		
報告年月日	令和 4 年 10 月 7 日	
1 収入総額		0 円
前年繰越額		0 円
本年收入額		0 円
2 支出総額		0 円
3 翌年への繰越額		0 円

三重県選挙管理委員会告示第 78 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 26 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和 4 年 12 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋		
やの仁志後援会		
報告年月日	令和 4 年 10 月 7 日	
1 収入総額		0 円
前年繰越額		0 円
本年收入額		0 円
2 支出総額		0 円
3 翌年への繰越額		0 円

三重県選挙管理委員会告示第 79 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和 4 年 12 月 9 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

やの仁志後援会

報告年月日

令和 4 年 10 月 7 日

1	収入総額	0 円
	前年繰越額	0 円
	本年收入額	0 円
2	支出総額	0 円
3	翌年への繰越額	0 円

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 10 月 22 日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

令和 4 年 12 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量（3 級基準点復旧測量）
- 作業地域
亀山市御幸町

監 査 委 員 公 表**監査委員公表第 7 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第 5 項の規定により次のとおり公表します。

令和 4 年 12 月 9 日

三重県監査委員 伊 藤 隆
三重県監査委員 東 豊
三重県監査委員 廣 耕 太 郎
三重県監査委員 内 田 典 夫

第 1 監査の請求

- 監査請求のあった日 令和 4 年 10 月 4 日
- 請 求 人 住所 津市寿町 7-50（みえ労連内）
氏名 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 大原 敦子

第 2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第 3 請求人の陳述等

令和 4 年 11 月 8 日、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

第 4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監 査 第 58 号

令和4年11月28日

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大 原 敦 子 様

三重県監査委員	伊	藤	隆
三重県監査委員	東		豊
三重県監査委員	廣	耕	太 郎
三重県監査委員	内	田	典 夫

住民監査請求について

令和4年10月4日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第2 監査の請求

令和4年10月4日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の趣旨について、次のとおり理解した。

1 請求の要旨

- (1) 三重県教育委員会教育長及び県立稲生高等学校長等は、学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）である県立稲生高等学校の敷地（以下「当該学校敷地」という。）に、外部団体である「三重県立稲生高等学校同窓会」が提供するバス（以下「当該バス」という。）と、教職員個人の所有するマイクロバス（以下「当該マイクロバス」という。）を長年にわたり、無償で駐車させることを黙認ないし許可してきた。
- (2) これらの行為は、適法な手続を踏まない教育財産の目的外使用（地方自治法第238条の4第7項に規定する使用をいう。以下同じ。）であり、本来徴収されるべき教育財産の使用料の未徴収により、1台当たり月額2万円と仮定すると、合計で年間48万円の損害を県に与えたことになる。
- (3) 県立学校の敷地は、住民の一般的共同利用に供することを本来の目的とする公共用財産に属する行政財産である。県立学校の敷地を当該バス及び当該マイクロバスの駐車場として常時使用することは、教育財産の目的外使用に当たり、地方自治法第238条の4第7項の規定では、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とされている。

- (4) しかし、三重県教育委員会教育長及び県立稲生高等学校長等は、三重県教育財産規則（昭和 42 年三重県教育委員会規則第 8 号。以下「教育規則」という。）で定められている目的外使用に係る手続を適法に踏まず、許可権限を有していない県立稲生高等学校長（以下「当該学校長」という。）の判断により、当該学校敷地の当該バス及び当該マイクロバスの駐車を長年にわたり漫然と黙認又は承認し、使用料（駐車料金）を徴収してこなかった。これらの行為は、明らかに違法又は不当である。当該学校敷地内に当該バス及び当該マイクロバスを駐車するのであれば、正規の手続を踏まえ、教育財産の使用許可を行った上で、使用料（駐車料金）を徴収すべきである。

2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第 242 条所定の要件を形式的に具備していると認められたことから、令和 4 年 10 月 14 日に受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

当該バス及び当該マイクロバスが、当該学校敷地に駐車されていることに係る使用料が徴収されていないことについて、違法又は不当に徴収を怠る事実があるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

教育委員会事務局

3 監査対象部局に対する調査の実施等

令和 4 年 10 月 19 日、請求人及び監査対象部局宛てに陳述の機会を 11 月 8 日に設けた旨通知した。

令和 4 年 10 月 24 日、請求人から陳述を希望しない旨の文書が提出された。

令和 4 年 10 月 27 日、監査対象部局に対する調査を実施した。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査、関係書類の調査及び関係法令の照合等を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 当該バス及び当該マイクロバスの利用状況等について

ア 当該バスについて

当該バスは、県立稲生高等学校のサッカー部顧問である教職員が外部に運転を依頼し、およそ週 1 回、サッカー部の対外試合や大会出場時に生徒を輸送するために使用している。

イ 当該マイクロバスについて

当該マイクロバスは、県立稲生高等学校の水球部顧問である教職員（以下「水球部顧問」という。）が運転し、およそ週 5 回、水球部の学校外のプールでの練習や県外遠征時に生徒を輸送するために使用している。

ウ 当該バス及び当該マイクロバスの管理等について

（ア）駐車場所

部活動において使用されていない場合、当該バスは、当該学校敷地の体育館付近の空きスペースに、当該マイクロバスは、特別教室棟付近の駐車スペースに駐車されている。

（イ）所有者及び維持管理費等の負担

当該バスについては、三重県立稲生高等学校同窓会（以下「同窓会」という。）の元会長の関係会社が所有者であり、維持管理費は同窓会が負担している。

当該マイクロバスについては、水球部顧問が所有者であり、維持管理費は水球部顧問が負担している。

なお、県教育委員会及び当該学校長は、当該バス及び当該マイクロバスの維持管理費を負担しておらず、同窓会及び水球部顧問が支払った維持管理費の補填等も行っていない。

（ウ）鍵の管理及び運行管理

当該バス及び当該マイクロバスは、各部活動顧問である教職員の責任と判断の下、運行管理されており、その鍵はいずれも職員室で保管されている。

(2) 部活動に使用する車両を駐車させる場合の取扱いについて

部活動における生徒の輸送のために使用される自家用車等（以下「輸送車両」という。）を県立学校の敷地に駐車させる場合の県立学校における通常の手続きについては、以下のとおりであった。

ア 部活動は、学校教育活動の一環とされており、輸送車両を県立学校の敷地に駐車させる場合、その駐車場所に係る県立学校の敷地の使用については、行政財産の目的外使用に当たらないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続をしておらず、使用料の徴収もしていない。

イ 学校長は、学校の管理運営や生徒の安全確保等に十分配慮したうえで、県立学校の敷地内の空きスペース及び駐車スペースに輸送車両の駐車を認めている。

(3) 関係法令等について

ア 地方自治法

行政財産については、地方自治法第 238 条第 4 項において、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいうと規定されている。

県立学校は、公の施設として設けられるものであり、これを構成する物的要素としての学校施設及びこれらの敷地は、同法第 238 条第 4 項にいう行政財産である。

また、行政財産の目的外使用については、同法第 238 条の 4 第 7 項に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」

と規定されている。

イ 教育規則

教育財産の管理は、教育規則第 1 条に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 2 号に規定する財産の取得、管理及び処分については、地方自治法その他法令等の定めるところによる。」と規定されていることから、教育財産の目的外使用に当たる場合には、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により、行政財産の目的外使用許可が必要となる。

ウ 高等学校学習指導要領

部活動は、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）総則第 6 款において、教育課程以外の学校教育活動として位置づけられており、学校教育活動の一環とされている。

2 判断

(1) 理由

ア 請求人は、当該学校敷地を当該バス及び当該マイクロバスの駐車場として常時使用することは、行政財産の目的外使用に当たり、行政財産の目的外使用許可を行った上で、使用料を徴収すべきであると主張する。

イ 上記 1 の (1) のとおり、当該バスについては、サッカー部の対外試合や大会出場時に生徒を輸送するために使用されており、当該マイクロバスについては、水球部の学校外のプールでの練習や県外遠征時に生徒を輸送するために使用されていることから、当該バス及び当該マイクロバスが、部活動のために使用されていることは明らかである。

ウ 上記イのとおり当該バス及び当該マイクロバスは、部活動における生徒の輸送のために使用されており、上記 1 の (3) のウからは、学校教育活動のために使用されていると認められる。

エ 上記ウのとおり、当該バス及び当該マイクロバスは、学校教育活動のために使用されており、請求人が主張するような行政財産の目的外使用には該当しないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続は必要とせず、使用料を徴収する必要もないと認められる。

オ 以上のことから、当該バス及び当該マイクロバスが駐車場所として、当該学校敷地を常時使用することは、行政財産の目的外使用に当たらないとした当該学校長の判断について、違法又は不当といえる事実は認められない。

カ よって、行政財産の目的外使用に当たらないことから、当該学校敷地に当該バス及び当該マイクロバスが駐車されていることに係る使用料が徴収されていないことについて、違法又は不当に徴収を怠る事実は認められない。

(2) 結語

したがって、本件請求には、理由がないから、前記第 1 監査の結論のとおり決定する。

第5 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回、請求人から本件請求が提出された主たる要因は、学校の直接的な管理に属さない当該バス及び当該マイクロバスが、特段の明示的な手続によることなく、恒常的に当該学校敷地に駐車されていたことによるものである。

今後、本件のように教育財産を恒常的に使用する場合には、それが行政財産の目的外使用に該当しないときであっても、学校長が文書で承認手続を行うなど、教育財産を適切に管理する必要がある。そのため、県教育委員会は、明確な基準や手続を定めるなど、統一的な運用が図られるよう取り組まれない。

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和4年12月9日

三重県監査委員	伊	藤	隆
三重県監査委員	東		豊
三重県監査委員	廣	耕	太 郎
三重県監査委員	内	田	典 夫

第1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 令和4年10月4日
- 2 請 求 人 住所 津市寿町7-50（みえ労連内）
氏名 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 大原 敦子

第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第3 請求人の陳述等

令和4年11月8日、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

第4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監 査 第 59 号

令和4年11月28日

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大 原 敦 子 様

三重県監査委員	伊	藤	隆
三重県監査委員	東		豊
三重県監査委員	廣	耕	太 郎
三重県監査委員	内	田	典 夫

住民監査請求について

令和4年10月4日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第2 監査の請求

令和4年10月4日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の趣旨について、次のとおり理解した。

1 請求の要旨

- (1) 三重県教育委員会教育長及び県立稲生高等学校長等は、学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）である県立稲生高等学校の施設及び敷地（以下「当該学校施設等」という。）を、外部団体である「三重県高等学校体育連盟」（以下「県高体連」という。）が事務局及び駐車場として常時使用することを平成23年度から現在に至るまで許可してきた。また、県立稲生高等学校の教職員に係る人件費を県高体連のために支出してきた。
- (2) 三重県教育委員会教育長及び県立稲生高等学校長等は、三重県教育財産規則（昭和42年三重県教育委員会規則第8号。以下「教育規則」という。）で定められている目的外使用（地方自治法第238条の4第7項に規定する使用をいう。以下同じ。）に係る手続を適法に踏まず、許可権限を有していない県立稲生高等学校長（以下「当該学校長」という。）の判断により、県高体連に対して、当該学校施設等の使用を長年にわたり承認し、使用料を徴収してこなかった。当該学校施設等を事務局として使用するのであれば、正規の手続を踏まえ、教育財産の使用許可を行った上で、使用料を徴収すべきである。
- (3) 県高体連は、事務局として使用している県立稲生高等学校内の一室の賃貸料金の支払を行っていない（なお、水道光熱費や通信費といった諸経費の支払も行っていない。）。

また、県高体連事務局職員の中には教職員以外の者もいる。このような県高体連事務局職員が県立稲生高等学校敷地を駐車場として長期的に使用しても、その駐車料金の支払は行われていない。これらの行為は、適法な手続を踏まない教育財産の目的外使用であり、本来徴収されるべき教育財産の使用料の未徴収により、施設使用料・水道光熱費・通信費・駐車料金等の合計を月額 12 万円と仮定すると、合計で年間 144 万円の損害を県に与えたことになる。

- (4) 県高体連の理事長は、県立稲生高等学校の教職員でもあるが、他の教職員と異なり、校務分掌の配置がなく、担当授業時数は、週当たり 4 時間と、他の教職員の 4 分の 1 程度に留まっている。このように、本来、教職員としての業務を行うために県費から支出されている人件費が外部団体である県高体連に利用されている。理事長の給与・賞与の合計を年間 700 万円と仮定すると、年間 525 万円の損害を県に与えたことになる。県高体連で発生する人件費は、県高体連が負担すべきものであり、教職員が給与を得て県高体連の業務を行うことは不適切である。
- (5) 上記のように、三重県教育委員会教育長及び当該学校長の県高体連への利益供与により、年間数百万円にも上るとみられる損害を県に与えてしまっている。これは県費の不正な使用であり、是正が図られるべきである。

2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第 242 条所定の要件を形式的に具備していると認められたことから、令和 4 年 10 月 14 日に受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

本県請求については、以下の点を監査対象事項とした

- (1) 県高体連が当該学校施設等を使用する場合に、県高体連から使用料等を徴収していないことは、違法又は不当に徴収を怠る事実にあたるか否か。
- (2) 県高体連の業務を行っている県高体連の理事長でもある教職員（以下「当該教職員」という。）に対して給与が支払われていることは、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

2 監査対象部局

教育委員会事務局

3 監査対象部局に対する調査の実施等

令和 4 年 10 月 19 日、請求人及び監査対象部局宛てに陳述の機会を 11 月 8 日に設けた旨通知した。

令和 4 年 10 月 24 日、請求人から陳述を希望しない旨の文書が提出された。

令和 4 年 10 月 27 日、監査対象部局に対する調査を実施した。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査、関係書類の調査及び関係法令の照合等を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 県高体連から当該学校施設等の使用料等を徴収していないことについて

ア 県高体連事務局について

(ア) 目的

県高体連は、三重県高等学校体育連盟規約（令和4年4月改定）第3条に「高等学校等生徒の健全な発達を促すために、体育・スポーツ活動の普及と発展を図る事」を目的とすると規定されている。

(イ) 業務内容

県高体連の主な業務内容は、高等学校教育の一環として実施される高等学校等東海・ブロック体育大会及び高等学校等全国体育大会（以下「対象大会」という。）に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助や引率教職員の旅費等の支払及び公式大会の運営等である。

毎年度、県教育委員会から全国・ブロック体育大会派遣費補助事業により補助金が交付されており、対象大会に出場する生徒の旅費等を補助している。

また、毎年度、対象大会に出場する生徒を引率する教職員等の旅費支給事務が県教育委員会から委託されている。

このほか、県内高等学校等の運動部活動の充実を図るため、運動部活動の成果を発表する場である公式大会の企画及び運営や各競技の指導者の養成等を行っている。

(ウ) 事務局の体制

三重県高等学校体育連盟規約第2条において、事務局を理事長の在籍校に置くと規定されており、理事長が県立稲生高等学校の教職員であることから、事務局は、県立稲生高等学校に置かれている。

事務局の業務については、理事長兼事務局長1名、常勤職員1名、非常勤職員3名により、県立稲生高等学校の1室を使用して行っている。

(エ) 光熱水費等の負担について

県高体連事務局に設置している外線電話及びFAXに係る通信費については、県高体連が負担している。

一方、電気料、水道料、冷暖房費及びインターネットに係る通信費については、当該学校長は、県高体連事務局から徴収していない。

イ 学校教育活動のために学校の施設及び敷地を使用させる場合の取扱いについて

県高体連に学校の施設及び敷地を使用させる場合の取扱いについては、以下のとおりであった。

(ア) 部活動は、学校教育活動の一環とされており、県内高等学校の運動部の充実を図る活動をしている県高体連業務において学校の施設及び敷地を使用する場合、行政

財産の目的外使用に当たらないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続をしておらず、使用料の徴収もしていない。

(イ) 学校長は、学校の管理運営や生徒の安全確保等に十分配慮したうえで、学校の施設及び敷地の使用を認めている。

(ウ) 県高体連に学校の施設及び敷地を使用させる場合には、光熱水費等の徴収をしていない。その理由については、県高体連が当該学校施設等を使用することは、行政財産の目的外使用には当たらず、行政財産の目的外使用許可を要するものではないため、当該学校長が光熱水費等を徴収する必要はないとしている。

ウ 関係法令等について

(ア) 地方自治法

行政財産については、地方自治法第 238 条第 4 項において、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいうと規定されている。

県立学校は、公の施設として設けられるものであり、これを構成する物的要素としての学校施設及びこれらの敷地は、同法第 238 条第 4 項にいう行政財産である。

また、行政財産の目的外使用については、同法第 238 条の 4 第 7 項に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されている。

(イ) 教育規則

教育財産の管理は、教育規則第 1 条に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 2 号に規定する財産の取得、管理及び処分については、地方自治法その他法令等の定めるところによる。」と規定されていることから、教育財産の目的外使用に当たる場合には、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により、行政財産の目的外使用許可が必要となる。

(ウ) 高等学校学習指導要領

部活動は、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）総則第 6 款において、教育課程以外の学校教育活動として位置づけられており、学校教育活動の一環とされている。

(2) 当該教職員に対して給与が支払われていることについて

ア 当該教職員の担当業務について

当該教職員は、県立稲生高等学校の教諭であり、保健体育の授業を週当たり 4 時間担当している。

また、当該教職員は、県高体連の理事長でもあるため、県高体連業務として、県内外の対象大会に係る会議への出席及び県内高等学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等の業務も行っている。

イ 県高体連の理事長である教職員の業務の取扱いについて

県高体連の理事長である教職員の業務の在籍校における取扱いについては、以下の

とおりであった。

(ア) 在籍校の学校長は、校務全体を鑑みて授業時間数を決定しており、理事長である教職員は、県高体連業務を担っていることから、教務主任、進路指導主事及び生徒指導主事等の業務を担当している教職員と同様に、その業務量を考慮して授業時間数を決定している。

(イ) 理事長である教職員が行う県高体連業務は、県内外の対象大会に係る会議への出席及び県内高等学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等、県内高等学校の運動部活動の充実のために行う業務であることから、学校教育活動であり、公務に該当する。

(ウ) 理事長である教職員が行う県高体連業務を公務の遂行と認めており、その服務監督は、在籍校の学校長が行っている。

ウ 関係法令等について

(ア) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第15条において、特別休暇について規定されており、特別休暇を取得できる場合については、規則で定めるとしている。

(イ) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第4号）第12条第1項第30号において、上記（ア）のとおりで特別休暇を取得することが可能である場合の一つとして、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合が定められている。

(ウ) 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について（平成7年教教第220号）において、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合のすべてを特別休暇として扱う趣旨ではなく、その参加が直接公務の遂行と認められる場合は、出張又は通常の勤務として取り扱ってよいとしている。

2 判断

(1) 県高体連から当該学校施設等の使用料等を徴収していないことについて

ア 請求人は、県高体連が当該学校施設等は無償で使用していることは、行政財産の目的外使用に当たり、行政財産の目的外使用許可を行った上で、使用料及び光熱水費等を徴収すべきであると主張する。

イ 上記1の(1)のア(イ)のとおりで、県高体連は、対象大会に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助や引率教職員の旅費等の支払を行うとともに、県内高等学校等の運動部活動の充実を図るため、運動部活動の成果を発表する場である公式大会の企画及び運営や各競技の指導者の養成等を行っており、上記1の(1)のウ(ウ)からは、学校教育活動のため業務を行っていると認められる。

ウ 上記イのとおりで、県高体連が当該学校施設等を使用することについては、学校教育

活動に係る教育財産の使用であり、請求人が主張するような行政財産の目的外使用には該当しないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続は必要とせず、使用料を徴収する必要もないと認められる。

エ また、請求人は、使用料以外に光熱水費等についても県高体連が応分の負担をすべき旨、主張していると解されるが、上記ウのとおり県高体連が当該学校施設等を使用することは行政財産の目的外使用には該当しないと認められることから、上記 1 の (1) のイ (ウ) において、光熱水費等を徴収する根拠はないとしていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められない。

オ 以上のことから、県高体連が当該学校施設等を使用していることについて、使用許可等の手続を取らず、当該学校長が県高体連から使用料等を徴収していないことは、違法又は不当に徴収を怠る事実にあたるとまでは認められない。

(2) 当該教職員に対して給与が支払われていることについて

ア 請求人は、当該教職員が県高体連の業務を行うことは不適切であり、当該教職員への給与等の支払は、公金の違法又は不当な支出であると主張する。

イ 上記 1 の (2) のアのとおり、当該教職員は、県高体連業務を行っているが、当該業務は、上記 (1) のイのとおり、学校教育活動のための業務と認められる。

ウ このように、職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務が、公務の遂行と認められる場合があることは、上記 1 の (2) のウ (ウ) の通知のように、あらかじめ想定されており、教職員が県高体連業務を行う場合に限らず、広く認められている。

エ 以上のことから、当該学校長が、通常の勤務として県高体連の業務を当該教職員に行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められない。

オ したがって、当該教職員に公務の遂行として県高体連業務を行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められないことから、当該教職員への給与の支払は、違法又は不当な公金の支出と認められない。

(3) 結語

以上のとおり、本件請求は、いずれも理由がないから、前記第 1 監査の結論のとおり決定する。

第 5 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回、請求人から本件請求が提出された主たる要因は、外部団体である県高体連が特段の明示的な手続を行うことなく、当該学校施設等を恒常的に使用していたことや、当該教職員が、恒常的に職務として外部団体である県高体連の業務を行っていたことによるものである。

そのため、県教育委員会は、今後、下記のとおり取り組むなど、統一的な運用が図られるよう努められたい。

(1) 外部団体が、教育財産を恒常的に使用する場合には、それが行政財産の目的外使用に該当しない場合であっても、学校長が文書で承認手続を行うなど、教育財産を適切に管

理できるよう、明確な基準や手続を定めること。

- (2) 教職員が、職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務を行うことが、直接公務の遂行と認められる場合であっても、それが恒常的なものであるときは、学校長が文書で承認手続を行うなど、教職員の服務管理を適切に行えるよう、明確な基準や手続を定めること。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
